



市民の皆様に対して柔軟な行政サービスを提供できるよう「グループ体制」で効率的に業務を進めてまいります。

# 4月から 市役所の組織・機構が変わりました。

『係制』を廃止し『グループ制』を導入

市役所では、計画的な職員の定数削減、地方分権や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、複雑多様化する行政需要に効率的に対応できる組織を目指して、これまでの縦割り組織の短所を改善し、柔

軟に協働して業務を行えるよう、組織と機構の見直しを行いました。  
市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

より良い行政サービスを  
提供するために

職員数を削減していく中、地方分権の進展や高度化・複雑化する社会経済状況の中で多様化する住民ニーズに迅速に対応し、より良い行政サービスを提供していくために、柔軟で効果的・効率的な組織体制が求められています。

さらなる業務の効率と  
市民サービスの向上

「係制」は、仕事の一貫性

窓口業務などは現状のまま

市役所内部の仕事の仕方が変わるだけで、窓口業務などは現状のままです。

変更となる部署は、【表1】(下)のとおりです。

表 1

	見直し前	見直し後
課の再編	文化生涯学習課（真壁庁舎）	文化財課（真壁庁舎） 生涯学習課（真壁伝承館）
本庁機能が 変わる部署	スポーツ振興課 （真壁庁舎） 市民協働推進室（シトラ ス内）は廃止	岩瀬総合体育館 企画課の業務（大和庁舎）
施設管理の 所管が変わ る部署	大和ふれあいセンター 「シトラス」（企画課）	生涯学習課（大和中央公 民館）
業務の所管 が変わる部 署	企業誘致等新産業の育成 （企画課） 市営住宅等の管理（建設 課）	商工観光課（真壁庁舎） 都市整備課（大和庁舎）

◎組織再編のポイント

「グループ制の導入」

- グループ制の導入に伴い役職名が変わります。
- ◇課長補佐⇓グループ長
- ◇係 長⇓副主査

【課の再編と再配置・業務の所管変更】

- ・人権啓発推進室（市民課）を除き、市民協働推進室・企業誘致推進室（企画課）、行政改革推進室（総務課）が廃止になります。
- ・施設管理を効率的に行うため、担当課がその施設に移ります。また、担当する所管が変わります。